

泉佐野市上下水道局

令和 6 年度水道水質検査計画

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び水道水の水質状況及び水質管理上の留意点
- 4 検査地点、水質検査項目および頻度
- 5 水質検査方法（自己検査／委託検査）
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8 水質検査結果の評価と信頼性保証
- 9 関係者との連携

1. 基本方針

泉佐野市水道事業は、泉佐野市内に配水している水道水全体（約4万トン／日）の約85％を大阪広域水道企業団から送られた水で運営しています。あとの約15％は自己水からの配水となっています。

企業団からの受水については、供給元である大阪広域水道企業団と連携して水質管理を行い、泉佐野市水道事業の水質検査を進めます。

自己水は、大池・稲倉池を水源とする農業用水の余剰水を利用して、日根野浄水場で浄水処理工程を経て造られています。安全であることを確認するための水質検査を進めます。

（1）検査地点

水質基準が適用される給水栓に加えて、水源、原水、浄水池出口、企業団水受水池とします。

（2）検査項目

法令に基づく水質基準項目と水質管理目標設定項目及び独自の項目の検査を行います。

（3）検査頻度

大池・稲倉池を原水とし、浄水処理工程を経て造られていることから、一部項目については必要に応じて法令で定める検査頻度より多く行います。

2. 水道事業の概要

（1）水源及び給水区域

・水源	企業団水道水（淀川、企業団村野浄水場等）	約85％
	自己水（大池・稲倉池、日根野浄水場）	約15％
・給水区域	泉佐野市全域（りんくうタウン・関西国際空港含む）	

（2）浄水場の名称・浄水方法

名 称	日根野浄水場
所在地	泉佐野市日根野1928番地
水 源	大池（表流水）・稲倉池（表流水）
給水開始	1965（昭和40）年
処理能力	10,710立方メートル／日
配水能力	72,380立方メートル／日
浄水方法	大池・稲倉池→着水井（原水）→凝集沈澱処理→ 急速ろ過処理→粒状活性炭ろ過処理→塩素消毒処理→浄水

3. 原水及び水道水の水質状況及び水質管理上の留意点

（1）原水の状況

水源となる大池については、大阪府と和歌山県の境界の和泉山脈を源流とする檜井

川（犬鳴川）上流を取水域としており安定した水質状況にあります。

水源となる稲倉池についても、山間部にありほとんど雨水による貯水のため、安定した水質状況にあります。

ただし、双方とも湖沼水であり夏季の藻によるカビ臭発生の可能性があるため、日頃からの水源監視を欠かすことができません。

（２）水道水の状況

水道水の約８５％を占める大阪広域水道企業団からの水道については、オゾン・粒状活性炭処理による高度浄水処理水となっています。

水道水の約１５％を占める日根野浄水場浄水（自己水）については、粒状活性炭処理水となっています。

（３）水質管理上の留意点

日根野浄水場浄水処理にあたって留意すべき項目としては、残留塩素・濁度・色度・マンガン・トリハロメタン・臭気・＊１）カビ臭物質があります。最適な塩素注入と活性炭ろ過により、これらの項目物質の発生を抑制します。

企業団水については、大阪広域水道企業団村野浄水場と＊２）アクアネット大阪を通じて水質異常時の連絡・対応をとります。

＊１）カビ臭物質には、ジェオスミン・２－メチルイソボルネオールの２物質があり、夏季（６月から９月まで）に委託検査を計画しています。

＊２）アクアネット大阪；企業団・市町村水道情報交換システムの愛称

４．検査地点、水質検査項目および頻度

（１）検査地点

水源	大池・稲倉池
日根野浄水場	原水（着水井）・浄水池出口・企業団水受水池
市内末端給水栓	犬鳴末端（超高区配水区域）・長滝末端（中区配水区域）・住吉町末端（低区配水区域）・りんくう末端（中庄配水区域）・新家町末端（泉ヶ丘配水区域）

（２）検査項目及び検査頻度

１）毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果の検査は、水道法に基づき給水栓にて一日一回の検査を行います。

２）水質基準項目の検査

水質基準項目の検査は、別表１－１，１－２のとおり行います。

３）水質管理目標設定項目の検査

水質管理目標設定項目の検査は、別表２－１，２－２のとおり行います。

４）独自の項目の検査

以下の項目を、大阪府保健所及び大阪健康安全基盤研究所への委託で検査します。

クリプトスポリジウムを年4回、クリプトスポリジウムの指標菌である嫌気性芽胞菌を年1回、原水で行います。

ダイオキシン類を3年に1回、原水または浄水池出口のどちらか一方で行います。

5) 連続自動測定器による測定

日根野浄水場では各種連続自動測定器を用いて浄水処理過程の水質管理、浄水水質の確認を連続して行います。

原水（着水井）	pH値・濁度・水温 魚を原水で飼育し有害物質の監視を行います。
ろ過池	pH値・濁度・残留塩素・水温
浄水池	pH値・残留塩素・水温
企業団水受水池	pH値・残留塩素・水温
各配水池	pH値・残留塩素・水温

5. 水質検査方法（自己検査／委託検査）

水質基準51項目の検査は自己検査・委託検査とも法令で定める方法〔平成15年7月22日厚生労働省告示第261号〕により行います。

水質管理目標設定項目30項目の検査は、一部省略項目を除き、自己検査・委託検査とも法令で定める方法〔厚生労働省健康局長通知（平成15年10月10日付健発第1010004号）〕及び〔厚生労働省健康局水道課長通知（平成15年10月10日付健水発第1010001号）〕により行います。

水質検査において、ただちに高額な分析機器の導入が必要であり、十分な稼働が見込めない項目は、委託検査とします。（別表3—1，3—2参照）

6. 臨時の水質検査

以下に該当する場合、臨時の水質検査を行います。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき
- ・水源に異常があったとき
- ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ・浄水過程に異常が起こったとき
- ・送水管等の工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・浄水施設等の新設後の通水開始前
- ・その他特に必要があると認められたとき

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

毎年度末までに次年度の水質検査計画をホームページで公表します。

検査結果は3ヶ月毎にまとめ、ホームページで公表します。

8. 水質検査結果の評価と信頼性保証

(1) 水質検査結果の評価

検査結果を水質基準値等と比較して、法令に適合した水質であることを確認します。さらに、検査結果を分析して、浄水処理過程や送水過程での水質変化について評価を行い、より良質で安全な水の供給に活かします。

(2) 水質検査の精度及び信頼性保証

原則として基準値及び目標値の10分の1の定量下限値を目標として検査を行います。基準値及び目標値の10分の1付近の測定において、有機化合物は変動係数20%以下、その他無機物等は10%以下の精度を確保します。

正確な検査結果が得られるよう、精密分析を必要とする項目を中心に標準操作手順書を整備して検査を行います。厚生労働省及び大阪府が実施する外部精度管理調査に参加します。

9. 関係者との連携

アクアネット大阪を通じて企業団水道についての水質情報を大阪広域水道企業団及び受水他市町村と共有するほか、水道に関する情報交換と調査研究を行い、水道に関する技術の向上を図ります。

水道水で水質事故が発生した場合及び水源で水質汚染事故が発生した場合は、大阪府保健所及び大阪府健康医療部環境衛生課と連携し水質検査を行い、被害の拡大を防止するとともに早期復旧に努めます。

連絡先 〒598-0021

大阪府泉佐野市日根野1928番地 泉佐野市上下水道局水道工務課

Eメールアドレス jyousui@city.izumisano.lg.jp

TEL 072-467-2800

FAX 072-467-1801